

新型コロナ特例の取り扱い変更

9/30 までで廃止

歯科外来等感染症対策実施加算(5点)

10/1から変更

6歳未満の乳幼児の診療への加算(55点⇒28点)

コロナ患者への診療に関する特例 (9/28から適用)

(問1～9は医科)

問10 新型コロナウイルス感染症患者に対して、当該疾患の担当医から、歯科治療を行うに当たり当該患者の全身状態や服薬状況等の必要な診療情報の提供を受け、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合、B000-4 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算(50点)又はC001-3 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算(50点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 当該加算については、B000-4 歯科疾患管理料又はC001-3 歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無を問わず、上記の場合に1日につき1回算定できる。この場合、同一保険医療機関の医科の担当医からの診療情報の提供又は文書以外の方法による診療情報の提供を受けた場合においても算定して差し支えないが、算定に当たっては当該情報提供に関する内容を診療録に記載すること。

なお、上記の取扱いに係る患者に対してのみ当該加算を算定する保険医療機関については、当該加算に係る施設基準を満たしているものとみなすとともに、地方厚生局長等に対する届出は不要とする。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問11 自宅・宿泊療養を行っている者又は歯科、小児歯科、矯正歯科若しくは歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している新型コロナウイルス感染症患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、診療時間が20分未満の場合において、C000 歯科訪問診療料の歯科訪問診療1(1,100点の100分の70に相当する点数)の算定についてどのように考えればよいか。

(答) 上記の新型コロナウイルス感染症患者について歯科訪問診療1を算定する場合においては、診療時間が20分未満の場合であっても、注4に規定する減算を行わず、所定点数(1,100点)を算定して差し支えない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該点数を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問12 自宅・宿泊療養を行っている者若しくは歯科、小児歯科、矯正歯科若しくは歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関に

入院している新型コロナウイルス感染症患者又は現にその看護に当たっている者からの訴えにより、速やかに歯科訪問診療を行った場合、C000 歯科訪問診療料(歯科訪問診療1～3)の注7に規定する加算を算定できるか。

(答) 手術後の急変等が予想される場合に限らず、緊急の場合として算定可。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問13 新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合、I030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置(100点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 当該点数については、上記の場合に1日につき1回算定できる。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該点数を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問14 新型コロナウイルス感染症患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合、B004-6-2 歯科治療時医療管理料(45点)又はC001-4-2 在宅患者歯科治療時医療管理料(45点)を算定できるか。

(答) 算定可。

なお、上記の取扱いに係る患者に対してのみ当該点数を算定する保険医療機関については、当該点数に係る施設基準を満たしているものとみなすとともに、地方厚生局長等に対する届出は不要とする。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該点数を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問15 新型コロナウイルス感染症患者であって、口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合、B002 歯科特定疾患療養管理料(170点)を算定できるか。

(答) 算定可。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

感染防止対策補助金

補助額

無床診療所(歯科) 8万円上限

補助対象

令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用

詳細

・現在未定

・感染防止対策の継続に係る領収書の保存が必要